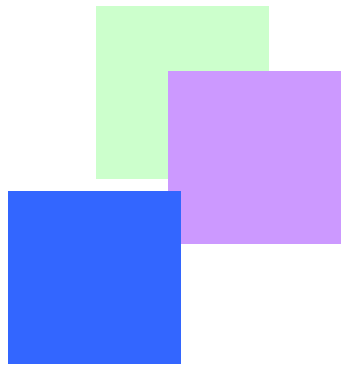




## 高齢者居住に係る現況と取組について

---

1. 高齢者人口・世帯の現状と今後の動向
2. 高齢者の住まいの状況と意向
3. 介護・生活支援サービスに関する動向
4. 国（法制度・事業）と県の取組



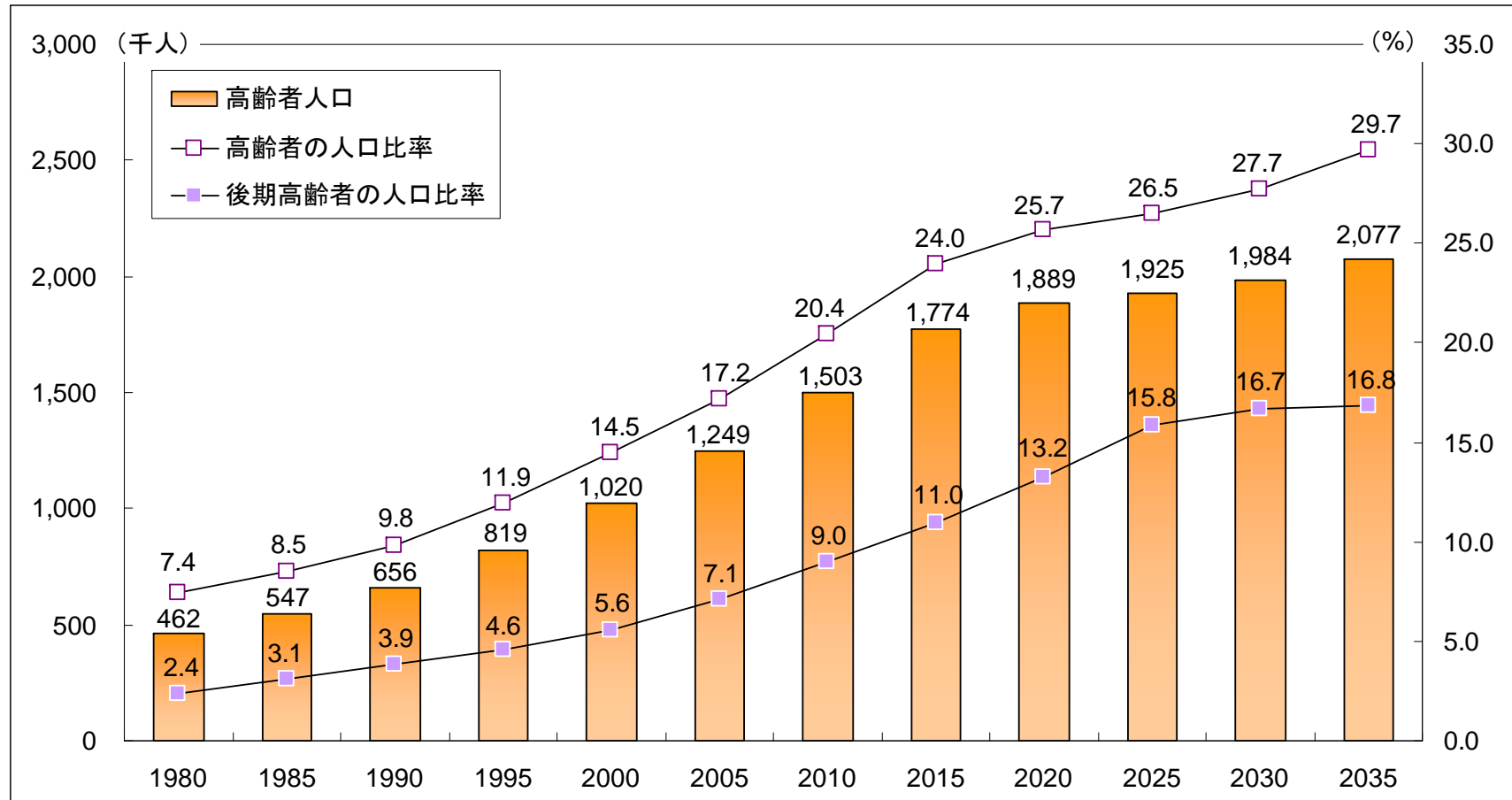
# 1. 高齢者人口・世帯の現状と今後の動向

---

## 愛知県の高齢者人口の推移と今後の見通し

- ◇愛知県の高齢者人口は、2020年には2005年時点の約1.5倍となる1,889千人に増加、2035年には2,077千人まで増加すると見込まれる。
- ◇人口に占める高齢者人口の比率をみると、2020年には2005年時点の約1.5倍の25.7%、2035年には同約1.7倍の29.7%を占めるまで増加する。特に、75歳以上の後期高齢者の人口比率は、2020年には2005年時点の約1.9倍の13.2%、2035年には同約2.4倍の16.8%を占めるまで急増すると見込まれる。

高齢者人口の推移と今後の見通し



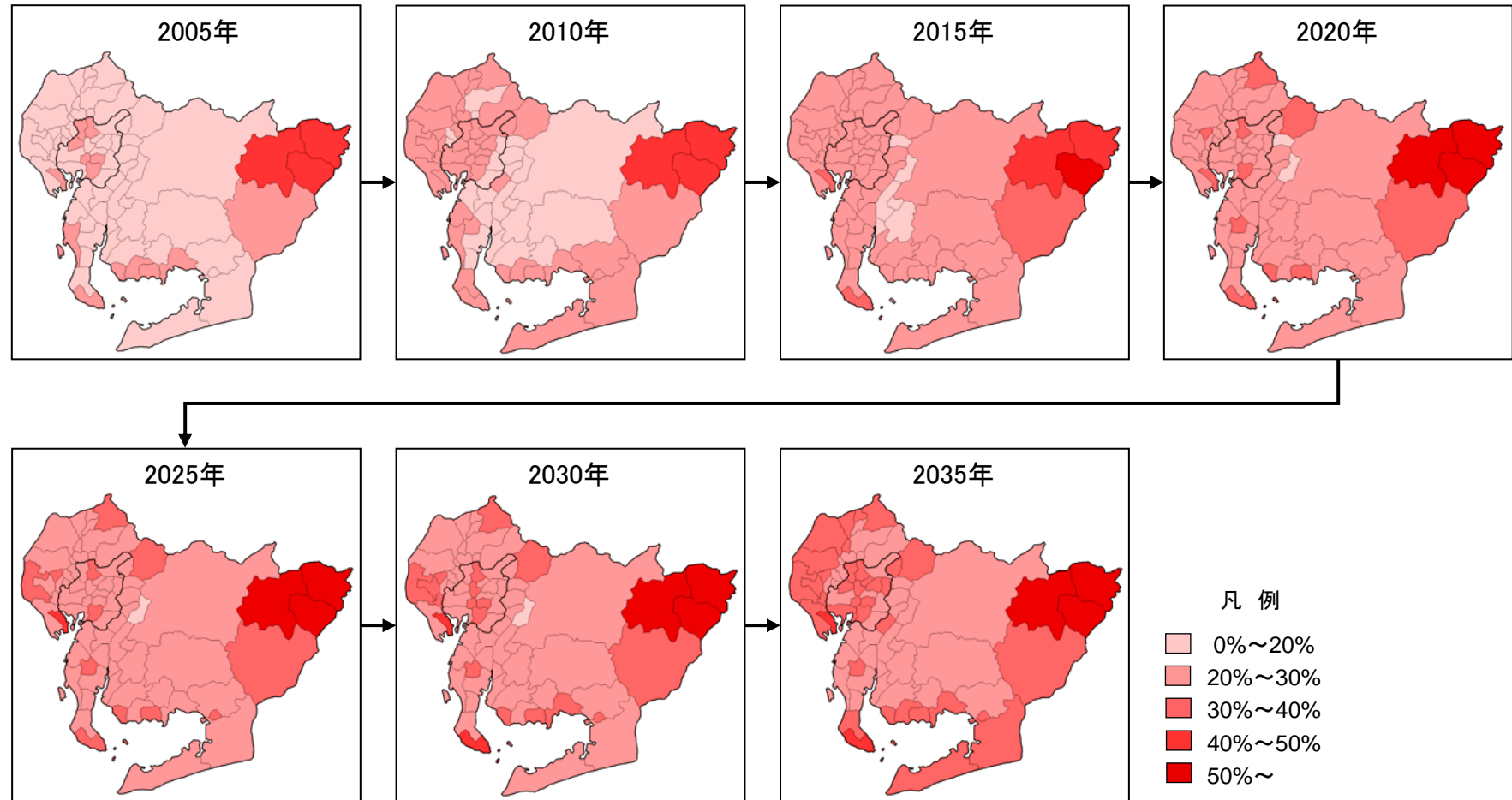
資料:「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成17年8月推計)をもとに作成

# 愛知県内市町村における高齢化の見通し

- ◇三河山間部の高齢者人口比率は2005年で既に40%超となっており、高齢化が大きな課題となっている。
- ◇各市町村とも高齢化が進み、2035年には全ての市町村で高齢者人口比率が20%以上となるが、モノづくり産業が盛んな尾張東部、西三河地域では他地域に比べて低い割合で推移すると見込まれる。

愛知県市町村の高齢者人口比率および今後の見通し



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(2008年12月推計)をもとに作成

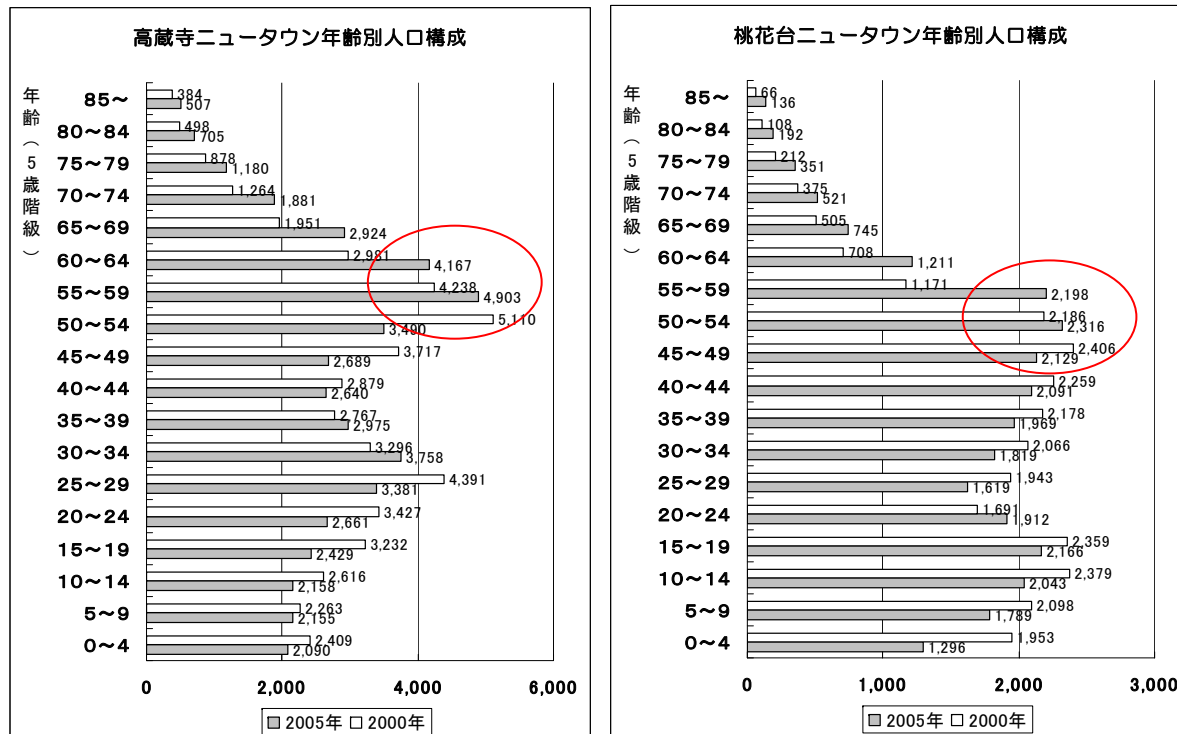
# 郊外大規模ニュータウンの一斉高齢化への懸念

- ◇昭和40年代より供給が始まった郊外の50ha以上の大規模ニュータウンは下記の7地区がある。
- ◇高蔵寺及び桃花台ニュータウンの2005年における5歳階級別年齢別人口をみると、高蔵寺は55～64歳に、桃花台は50～54歳にピークがある。開発時期に合わせた、一斉入居による一斉高齢化が伺われる。

昭和40年代供給の郊外ニュータウン

地区名	都市名	施行面積	事業年度	計画戸数	事業名称	施行者
東知立	知立市	約56ha	S40～S42	約2,650戸	土地区画整理事業	日本住宅公団
高蔵寺	春日井市	約702ha	S40～S56	約20,600戸	土地区画整理事業	日本住宅公団
菱野	瀬戸市	約174ha	S41～S56	約6,480戸	住宅団地造成事業	愛知県住宅供給公社
沓掛	豊明市	約97ha	S43～S47	約3,590戸	土地区画整理事業	日本住宅公団
朝倉	知多市	約76ha	S44～S47	約2,920戸	土地区画整理事業	日本住宅公団
桃花台	小牧市	約322ha	S47～H8	約10,400戸	新住宅市街地開発事業	愛知県
保見	豊田市	約66ha	S49～S61	約3,900戸	住宅団地造成事業	愛知県・豊田市・住宅公団他

郊外大規模ニュータウンの年齢別人口構成の比較(2000年、2005年)

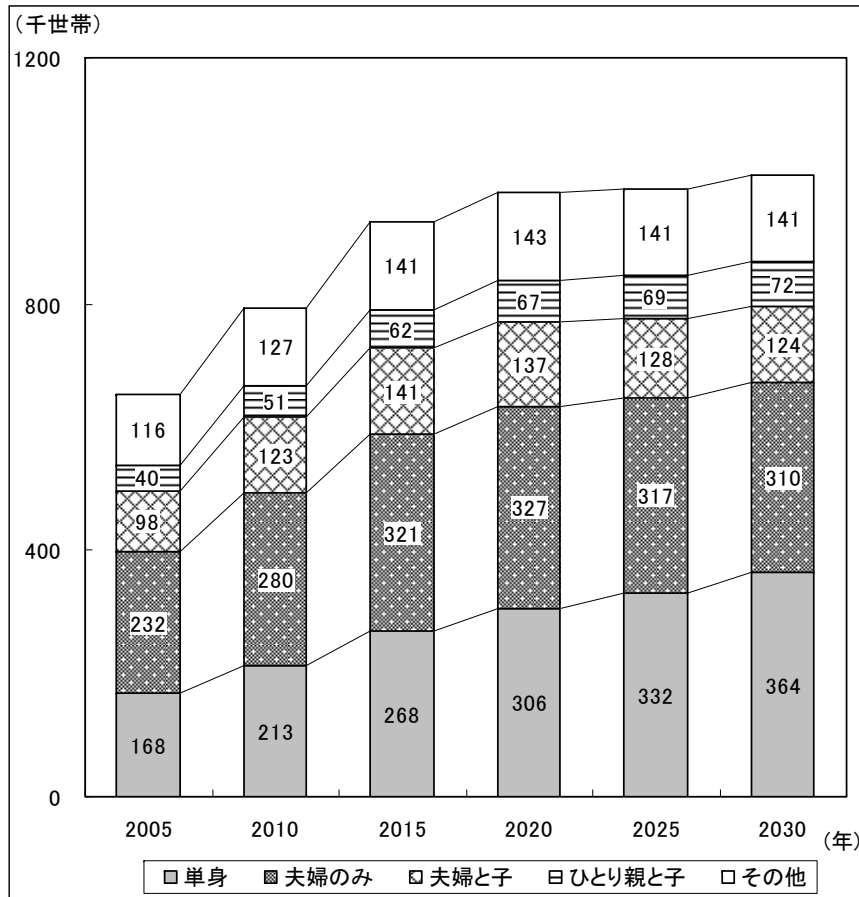


資料: 国勢調査

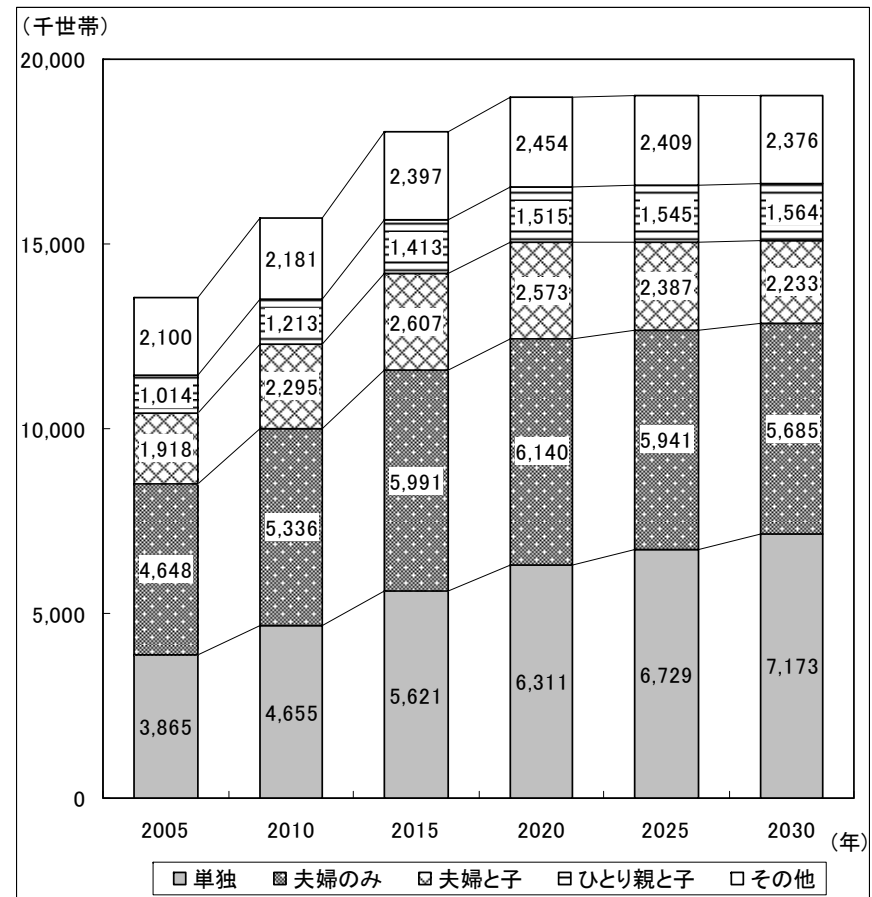
# 高齢世帯数の推移と今後の見通し

- ◇愛知県では、今後、高齢者単独世帯が増加し、2005年の168千世帯から、2030年には364千世帯と、約2.2倍となり、全国(約1.9倍)よりも大きいと予測される。
- ◇夫婦のみ世帯についても、愛知県は2005年の232千世帯から、2030年には310千世帯と、約1.3倍となり、全国(約1.2倍)よりも大きいと予測される。

高齢世帯数(世帯主が65歳以上の世帯)の今後の見通し(愛知県)



高齢世帯数(世帯主が65歳以上の世帯)の今後の見通し(全国)

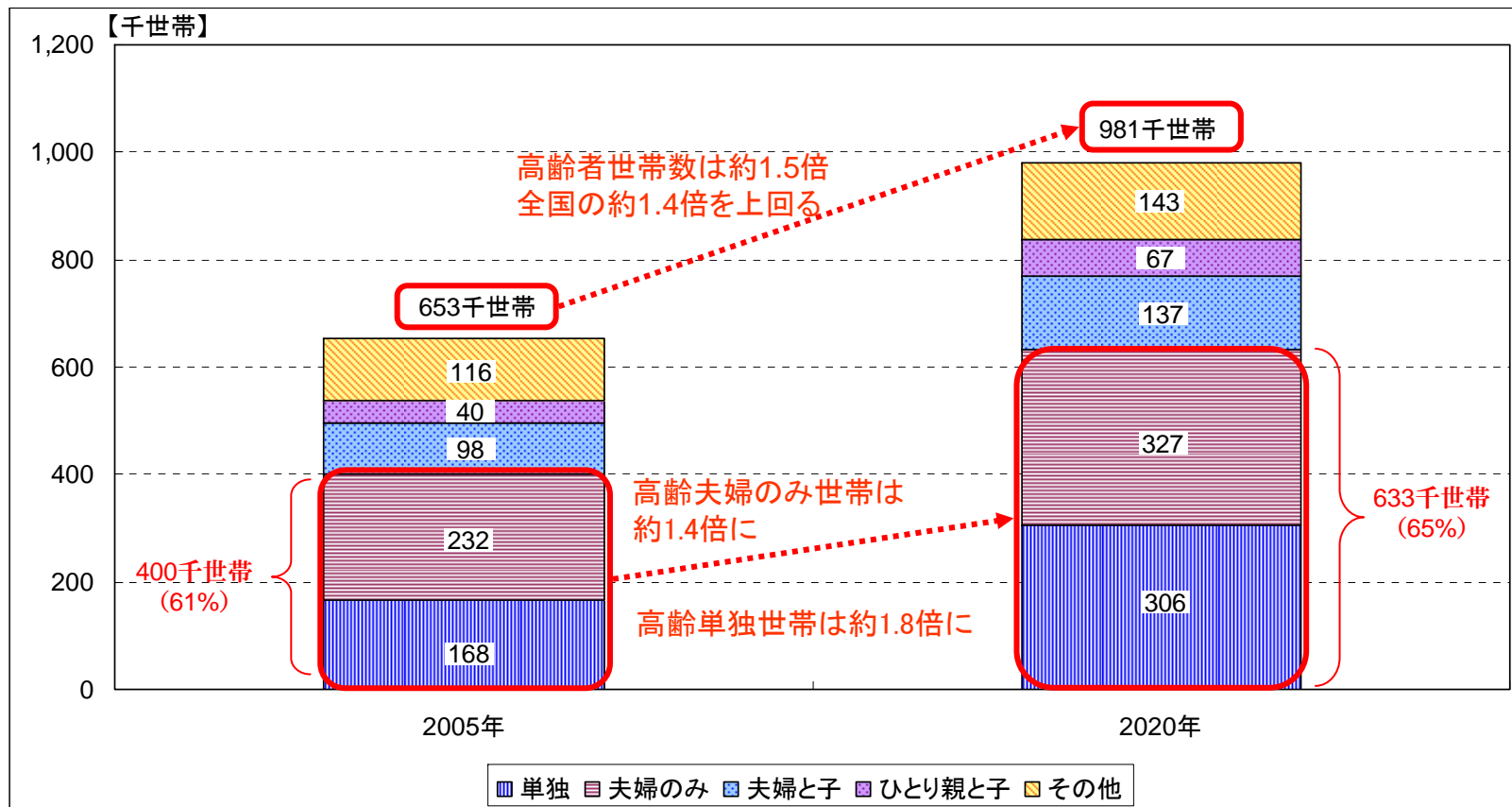


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2009年12月推計)、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2008年3月推計)をもとに作成

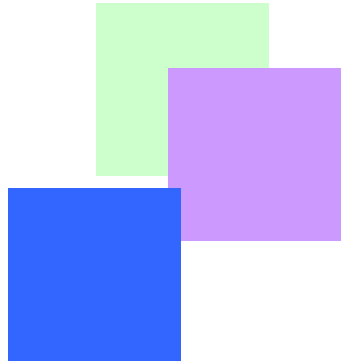
## 愛知県の高齢者世帯数の推移と今後の見通し

- ◇愛知県の高齢者世帯数は、2020年には2005年時点の約1.5倍となる981千世帯に増加し、全国の同約1.4倍を上回ると見込まれる。
- ◇類型別にみると、高齢者単独・夫婦のみ世帯の増加が著しく、それぞれ2020年には2005年時点の約1.8倍(306千世帯)・1.4倍(327千世帯)まで増加し、両者で高齢者世帯全体の65%(全世帯の約21%)を占めると見込まれる。

高齢者世帯数(世帯主が65歳以上の世帯)の今後の見通し



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2009年12月推計)をもとに作成



## 2. 高齢者の住まいの状況と意向

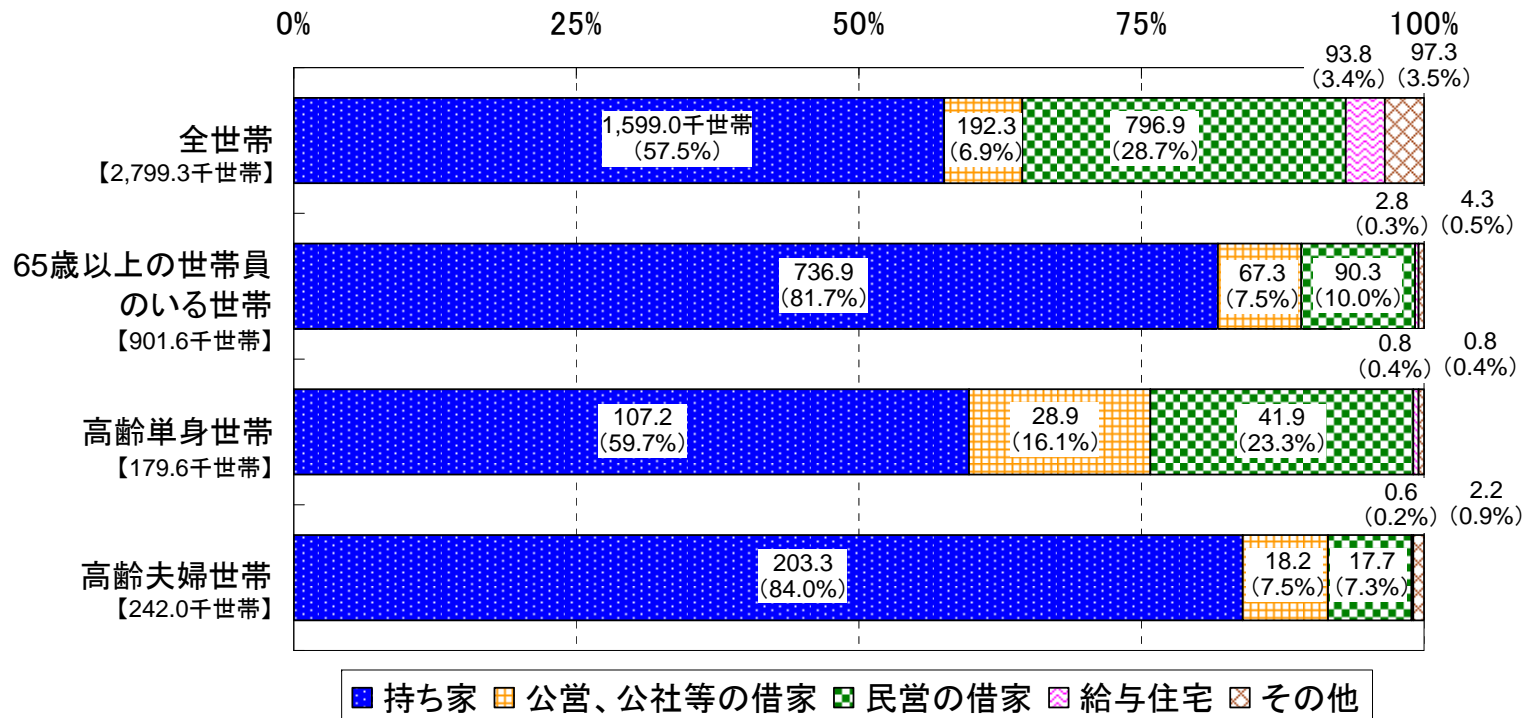
---



# 高齢者の住まいの状況 ～住宅の所有状況～

- ◇愛知県の高齢者のいる世帯の住宅の所有関係をみると、「持ち家」の割合は81.7%で、全世帯の57.5%を大きく上回る。
- ◇高齢者のひとり暮らし世帯では、「持ち家」の割合は約6割となり、「公営・公社等」「民営」の借家の割合が高い。

高齢者のいる世帯の住宅の所有状況【愛知県】

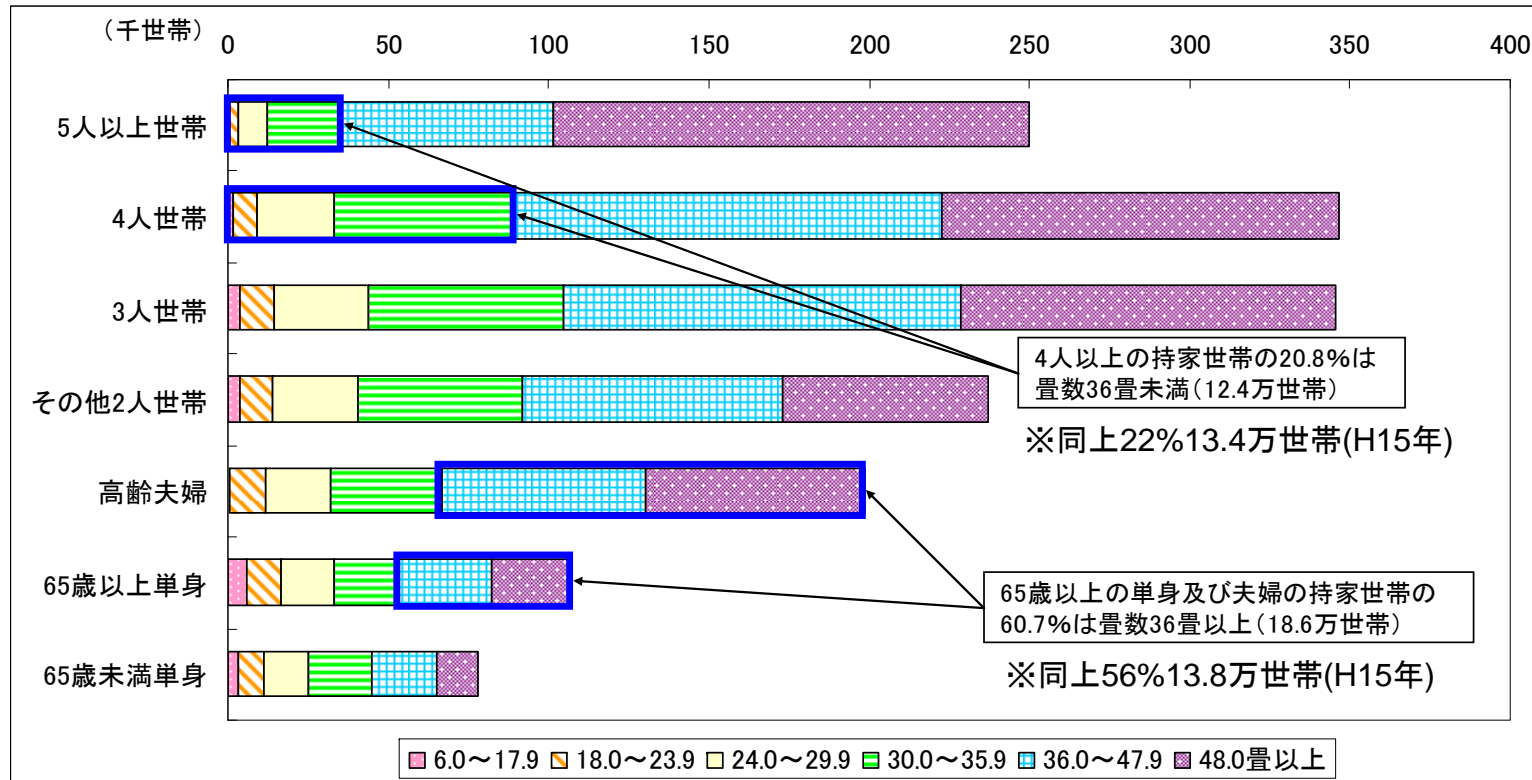


資料:平成20年住宅・土地統計調査

# 高齢者の住まいの状況 ～世帯の種類と居住室の広さ～

◇平成20年における愛知県の持ち家世帯のうち、高齢の単身及び夫婦家世帯の60.7%（H15年は56%）が畳数36畳以上の広い住宅で生活している一方で、4人以上の世帯の20.8%（H15年は22%）が畳数36畳未満の狭い住宅で生活しており、居住室の広さの点において住宅ストックと居住ニーズのミスマッチが生じている。

持ち家の世帯類型別居住室の畳数【愛知県】

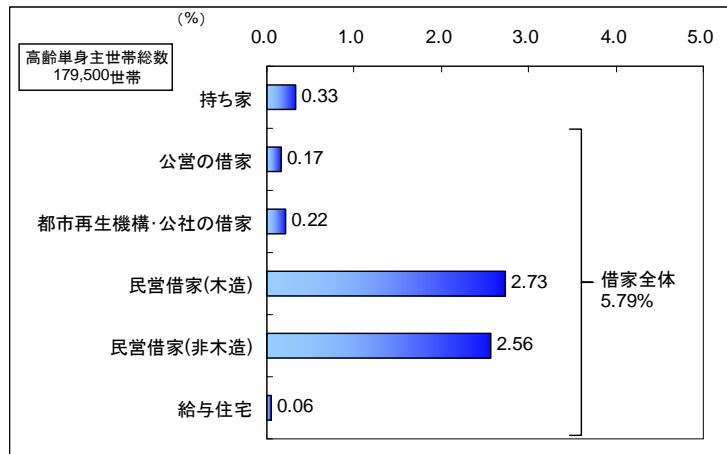


資料：住宅・土地統計調査（平成20年）

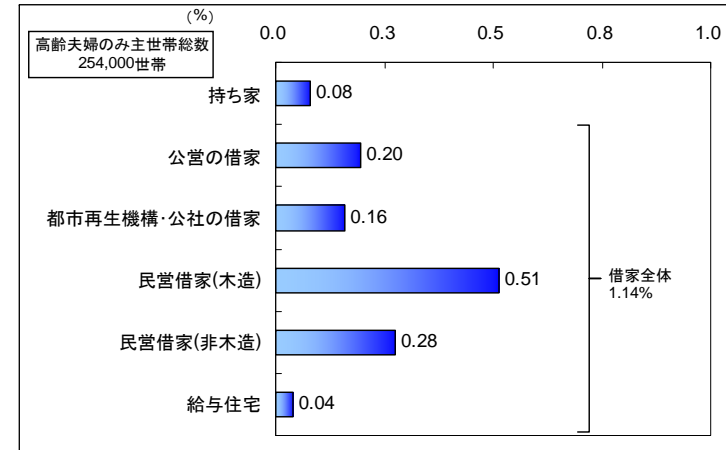
# 高齢者の住まいの状況 ～最低居住面積水準と誘導居住面積水準～

- ◇愛知県では高齢者の持ち家世帯が広い住宅に住んでいる一方で、健康的で文化的な生活を営むために求められる住宅面積である最低居住水準に満たない住まいで生活する高齢者世帯もみられる。
- ◇特に高齢者単身世帯の借家住まいの5.79%が最低居住水準に満たない住まいで生活しており、民営借家での割合が高い。今後、高齢化の進展に伴い、最低居住水準に満たない住まいで生活する高齢者世帯が増加することが懸念される。

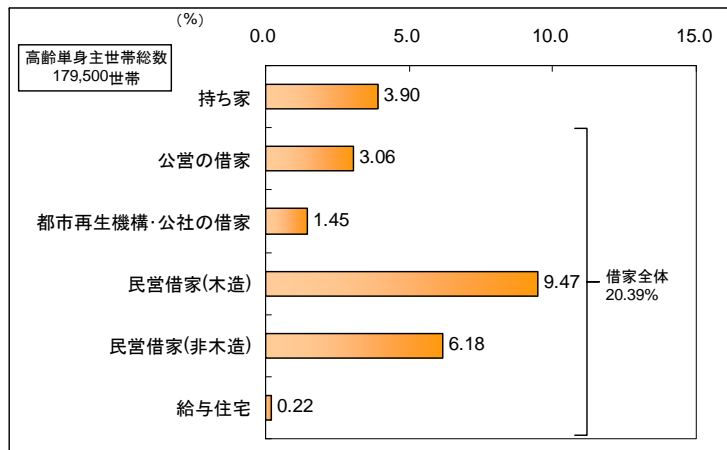
高齢者単身世帯のうち最低居住面積水準未達世帯の割合



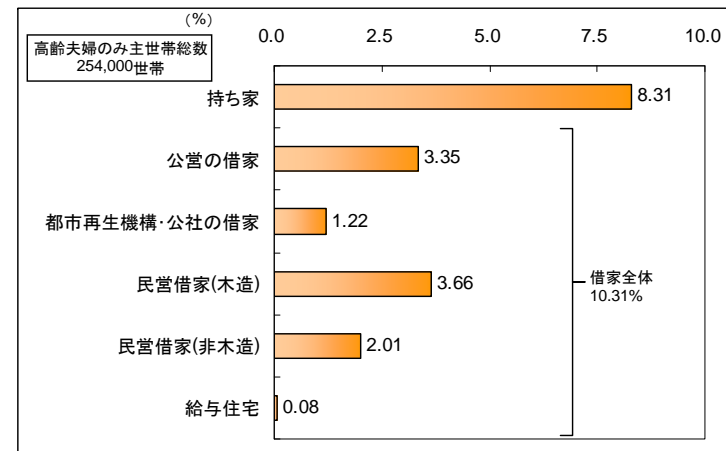
高齢者夫婦世帯のうち最低居住面積水準未達世帯の割合



高齢者単身世帯のうち誘導居住面積水準未達世帯の割合



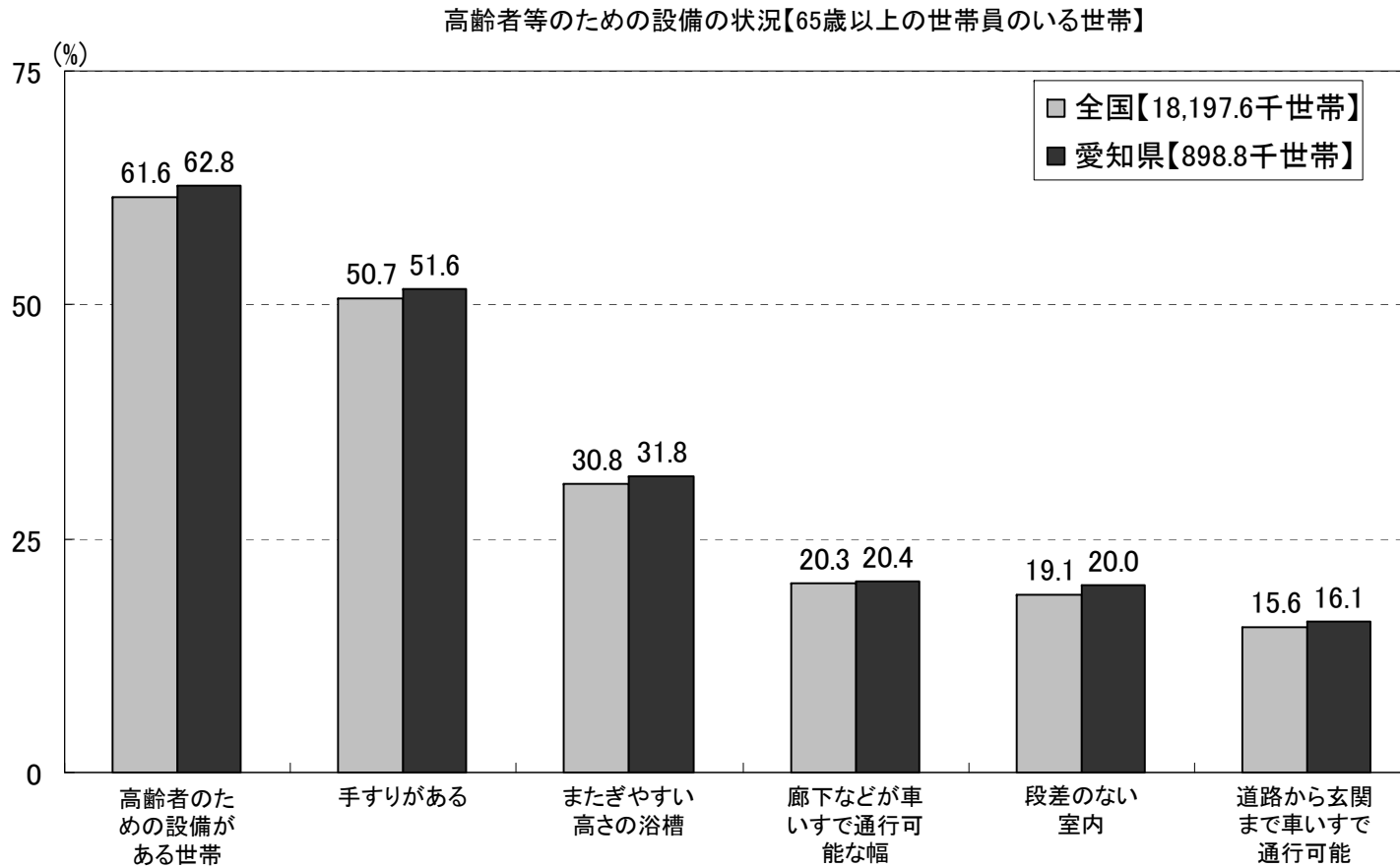
高齢者夫婦世帯のうち誘導居住面積水準未達世帯の割合



資料：平成20年住宅・土地統計調査をもとに作成

# 住宅のバリアフリー化の状況

- ◇65歳以上の世帯員のいる世帯において、高齢者等のための設備が設置されている世帯の割合は、愛知県で62.8%と全国の61.6%を若干上回っている。
- ◇設備の内訳をみると、「手すりがある」が全国、愛知県とも約半数を占めている。

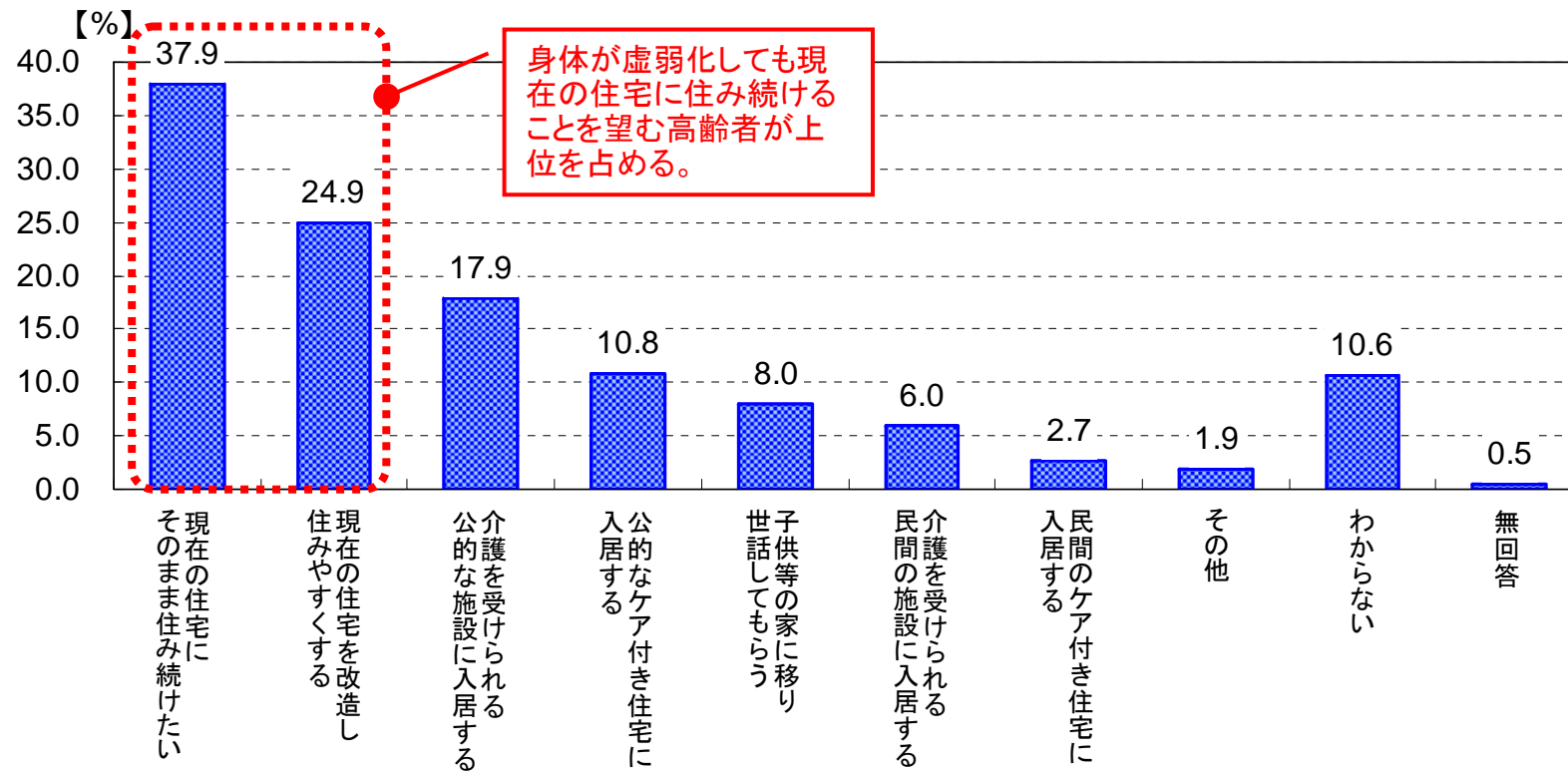


資料：平成20年住宅・土地統計調査

## 高齢者の居留意向【全国】

◇60歳以上の高齢者が、身体が虚弱化したときに望む居住形態についてみると、「現在の住宅にそのまま住み続けたい」が37.9%、「現在の住宅を改造し住みやすくする」が24.9%となっており、現在の住宅に住み続けることを希望する者が上位を占めている。

虚弱化したときに望む居住形態(複数回答)【全国】



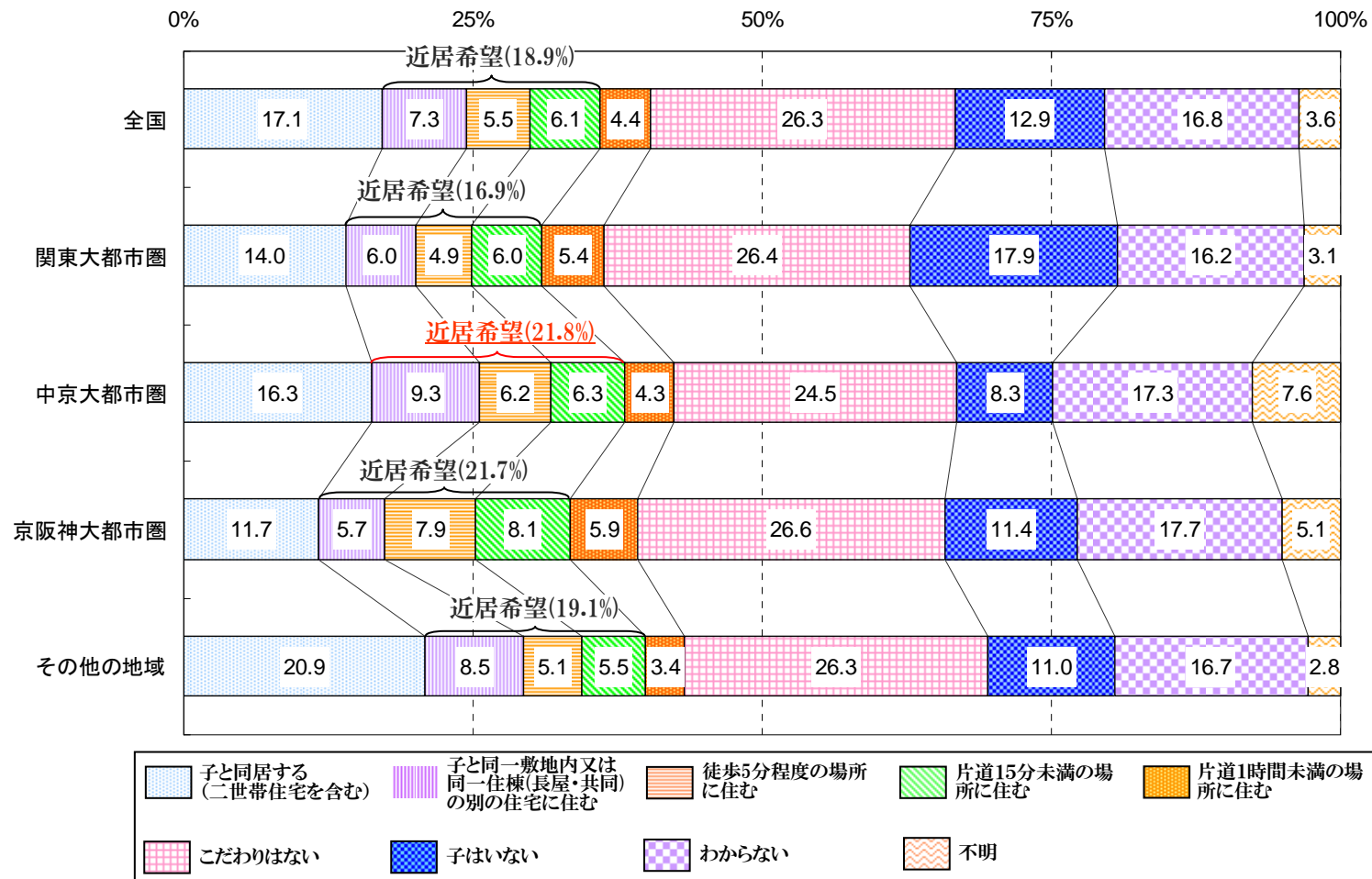
注: 調査対象は、60歳以上の男女

資料: 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成18年)

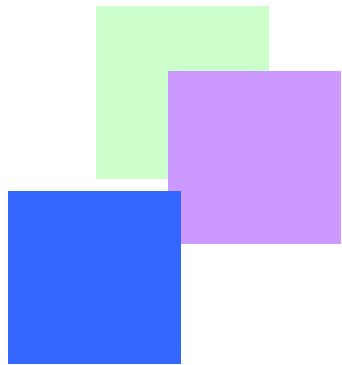
# 子との近居希望の割合が高い中京大都市圏

- ◇高齢期における子との住まい方について、各大都市圏とも「特にこだわりはない」の割合が最も高い。
- ◇一方、中京大都市圏では、子世帯との同居希望が16.3%、近居希望が21.8%であり、関東、京阪神大都市圏に比べその割合が高くなっている。

大都市圏別、高齢期における子との住まい方に関する意向の見通し



資料:平成20年住生活総合調査



### 3. 介護・生活支援サービスに関する動向

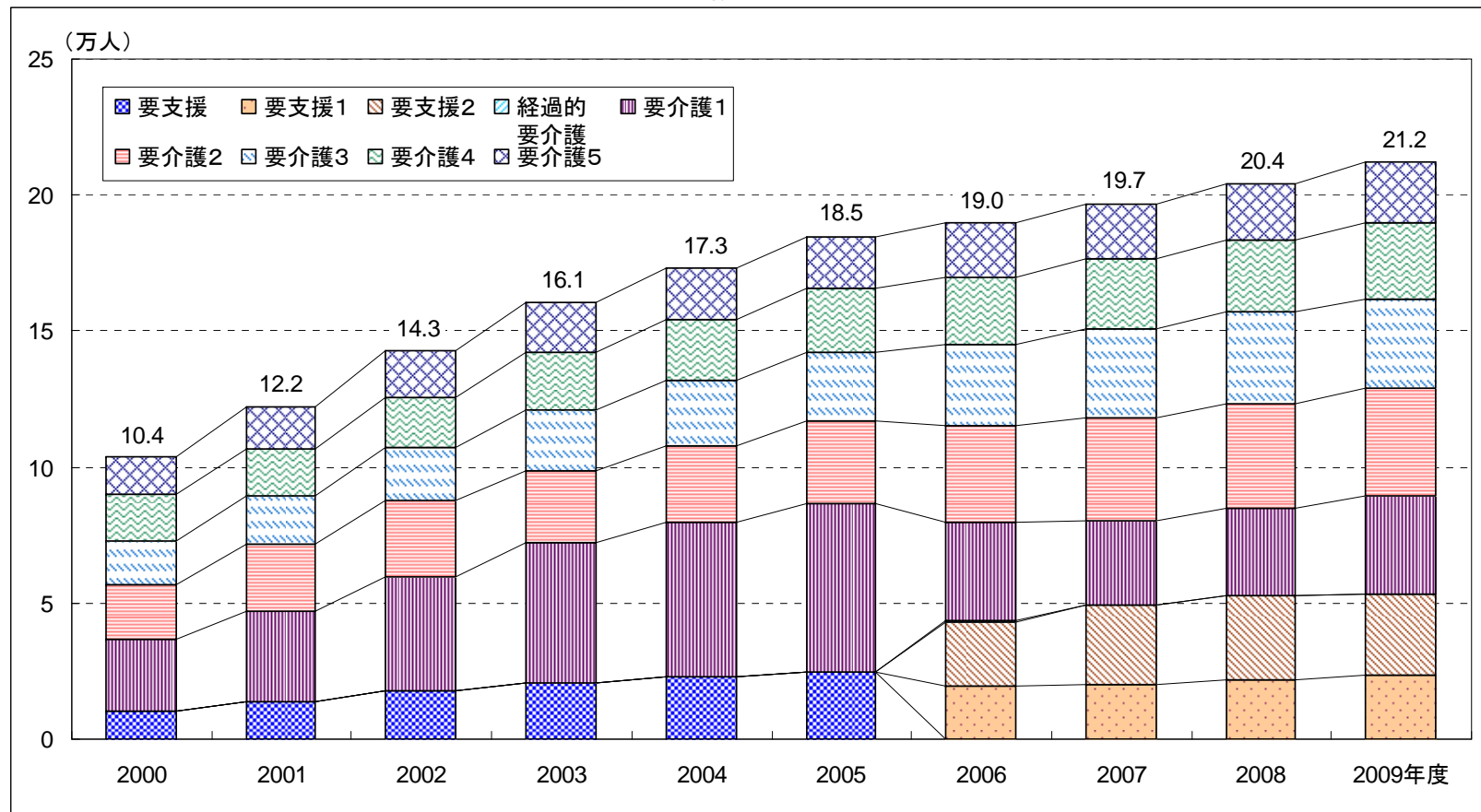
---

## ◆要支援・要介護認定者の動向

◇愛知県内の要支援・要介護認定者数は、2000(平成12)年度の10.4万人から2009(平成21)年度には21.2万人と、9年間で2倍以上に急増している。

◇高齢化の更なる進展が見込まれる中、要支援・要介護認定者数もそれにあわせて増加することが懸念される。

要支援・要介護認定者の推移



資料:介護保険事業状況報告

(注)各年度末の集計



# ◆高齢者が居住する施設・住宅

## 介護保険施設

### 特別養護老人ホーム

【介護】  
(地方公共団体・社会福祉法人)

### 老人保健施設

【リハビリ】  
(地方公共団体・医療法人)

### 介護療養型医療施設

【医療的要素】  
(地方公共団体・医療法人)

## 居住施設

### 有料老人ホーム

【中高所得者】  
(営利法人)

### 軽費老人ホーム

(ケアハウス)  
【低所得者】  
(地方公共団体・社会福祉法人)

### 認知症高齢者 グループホーム

【認知症】  
(営利法人)

### 養護老人ホーム

【低所得者・困窮度高  
契約ではなく措置】  
(地方公共団体・社会福祉法人)

## 賃貸住宅

### 高齢者専用賃貸住宅

【高齢者専用の賃貸住宅】  
(営利法人・医療法人・社会福祉法人)

### 高齢者向け優良賃貸住宅

〔  
・地方公共団体の認定  
・整備費・家賃補助  
〕

### シルバーハウジング

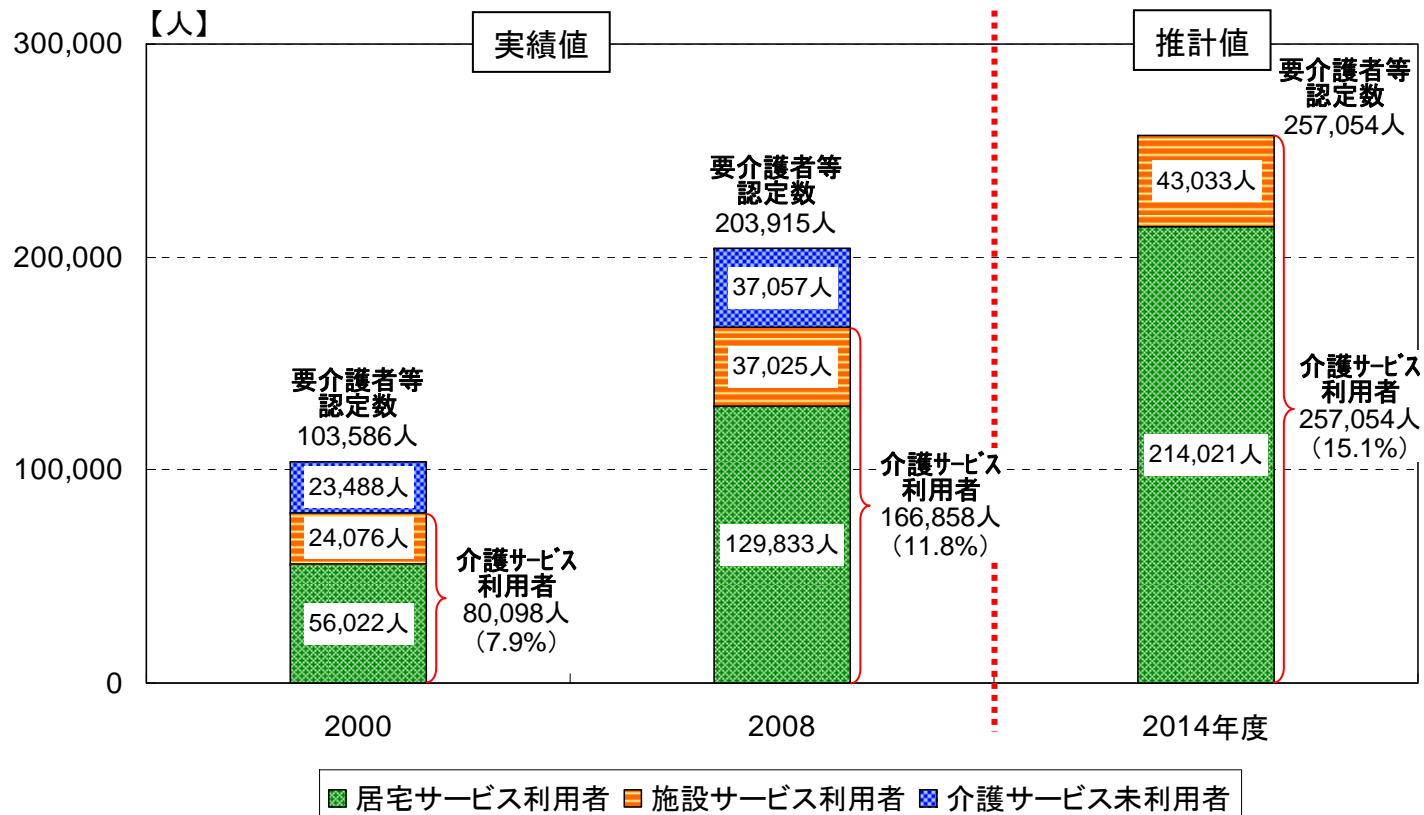
【公営住宅入居者への  
生活援助】  
(地方公共団体)

※【 】は特徴、( )は主な設置主体

## ◆介護支援は施設から在宅へ

- ◇高齢者人口の増加に伴い介護サービスを利用する要介護者および要支援者も増加し、愛知県では、2014年度には25.7万人と、高齢者人口の15.1%を占めると見込まれる。
- ◇2000年の介護保険開始時には、居宅サービス利用者は施設サービス利用者の約2.3倍であったが、2008年には約3.5倍になり、2014年には約5倍になると推計され、今後、介護サービスは「施設から在宅」へとますます移行していくものと見込まれる。

要介護者および要支援者の居宅・施設別サービス利用状況【愛知県】



※( )は高齢者人口に占める介護サービスを利用する要介護者等の割合

【高齢者人口 2000年度:1,019,999人、2008年度:1,409,094人、2014年度:1,706,766人(推計)】

※2006年度の制度改正により創設された地域密着型サービスは全て居宅サービスで整理した

資料:愛知県高齢福祉課資料、第4期愛知県高齢者保健福祉計画をもとに作成

# ◆介護・生活支援サービスの付いた高齢者の住まい【愛知県】

◇高齢者施策の対象となっている介護・生活支援サービスのついた高齢者の住まいは、住宅1戸・施設1床を1人と見なせば、愛知県では約6.0万人分となっている。

高齢者向け公共賃貸住宅  
約0.3万戸

シルバーハウジング1,294戸(H22.3)

高齢者向け優良賃貸住宅1,512戸(H22.3)

居住系サービスを  
提供する「住まい」  
約2.0万人

認知症高齢者グループホーム5,467人(H22.3)

有料老人ホーム8,623人(H22.4) ※利用者数

養護老人ホーム1,908人(H22.4)

軽費老人ホーム3,986人(H22.4)

介護保険3施設  
約3.7万人

老人保健施設15,367人(H22.3)

特別養護老人ホーム18,193人(H22.3)

介護療養型医療施設3,376人(H22.3)

・このほか、高齢者専用賃貸住宅の一部などに生活支援サービス等の提供を行う民間住宅の供給が見られる。

## 施設・居住系サービスの動向

平成18年度の介護保険制度の改正により、介護保険3施設及び介護専用居住系サービス利用者の要介護認定者(要介護2~5)に対する割合が定められた。

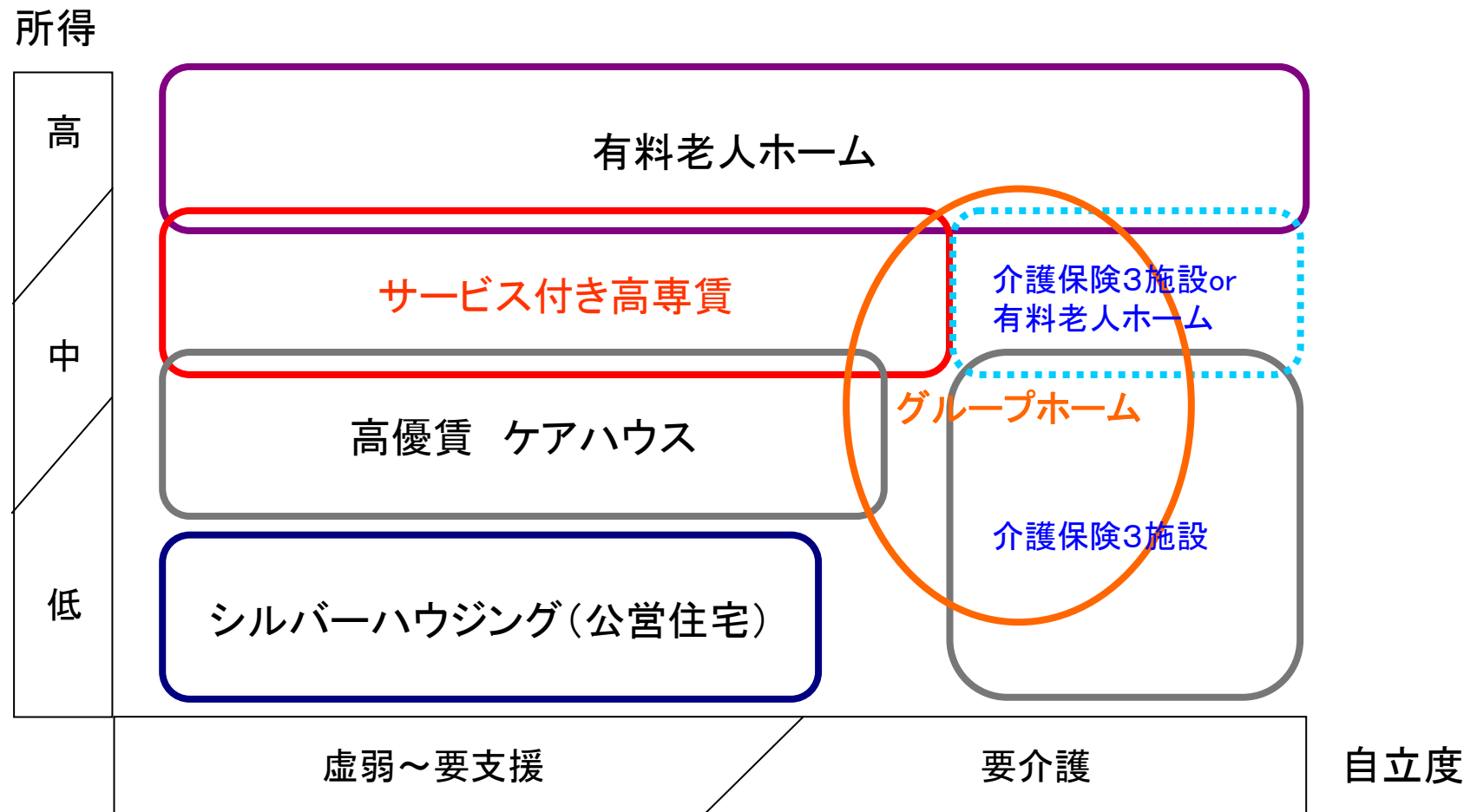
**H16 41% → H26 37%(参酌標準)**  
(厚生労働省告示:介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針)

なお、平成22年6月に規制・制度改革に係る対処方針が閣議決定され、参酌標準を撤廃し、平成24年度以降、各都道府県が地域の実情に応じて整備を進める予定である。

## 療養病床の再編

医療制度改革の一環として、介護療養病床(介護保険適用)は平成23年度末で廃止し、入所者の状態に応じた施設へ転換することになっていた。しかし、転換が進んでいないため、再度調査を実施し、平成22年末までに方針を決定する予定である。

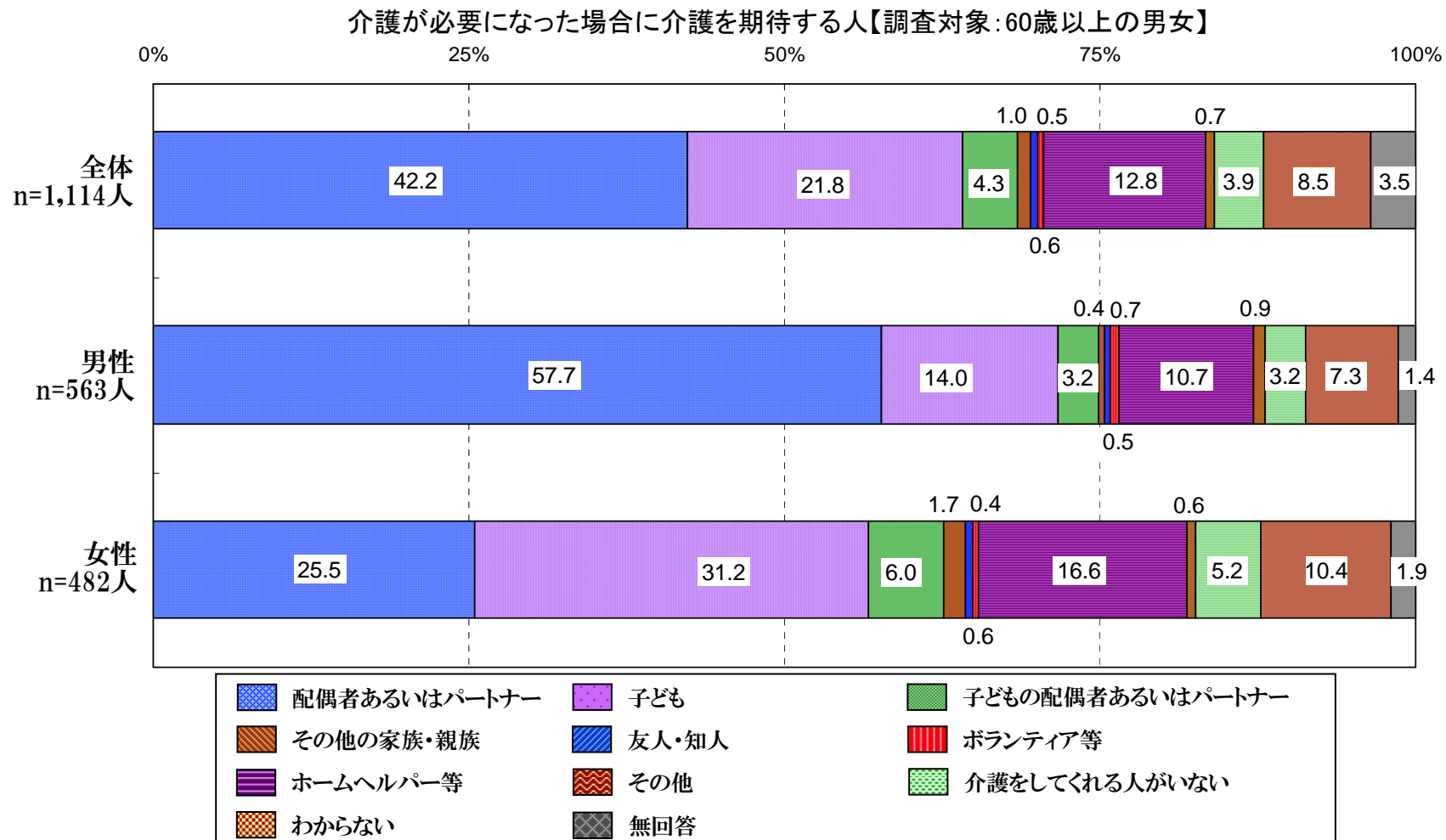
◆高齢者向け住宅・施設の対象像(所得と自立度・介護度)



資料: 第27回社会資本整備審議会住宅宅地分科会資料

## ◆家族による介護への高い期待

- ◇高齢社会に関する愛知県高齢者調査で、介護が必要になった場合に介護を期待する人についてみると、全体では「配偶者あるいはパートナー」、「子ども」の割合が64.0%を占め、家族による介護への期待が大きくなっている。ホームヘルパー等については、12.8%となっている。
- ◇男女別にみると、男性では「配偶者あるいはパートナー」への期待が57.7%と非常に高いが、女性では25.5%と低い一方で、女性の方が子どもやホームヘルパー等への期待が高く、男女で大きな違いを示している。

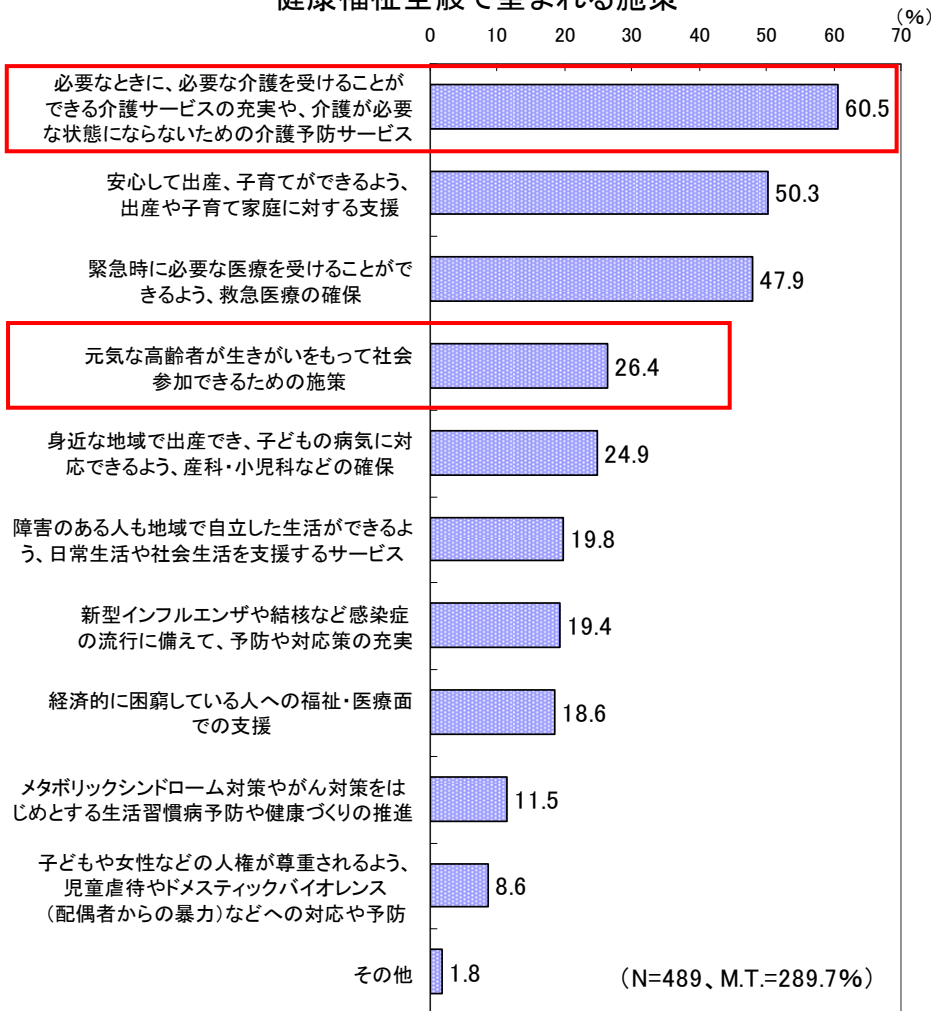


資料：高齢社会に関する愛知県高齢者調査（平成20年度）をもとに作成

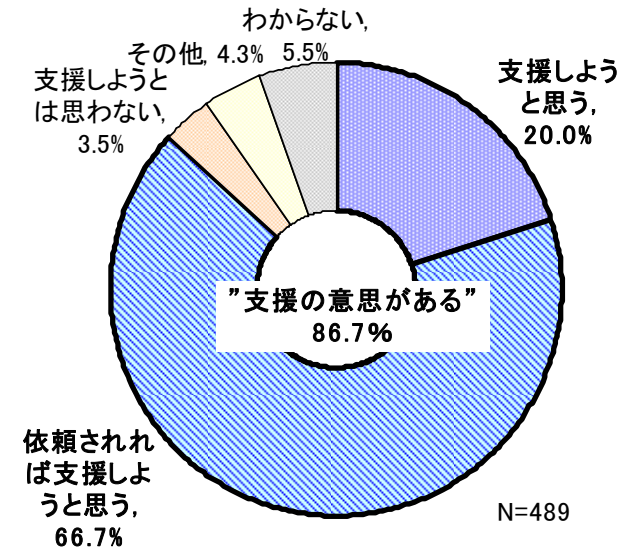
## ◆健康福祉や高齢者福祉に係る県民の意識

- ◇現在や将来の生活における福祉・医療面で望まれる施策として、「介護サービス」、「介護予防サービス」の充実が最も多い。また、元気な高齢者が生きがいをもって社会参加できるための施策も比較的多い。
- ◇高齢者の生活を地域の支え合いで支援していくことについては、「支援の意志がある」が約9割となっている。

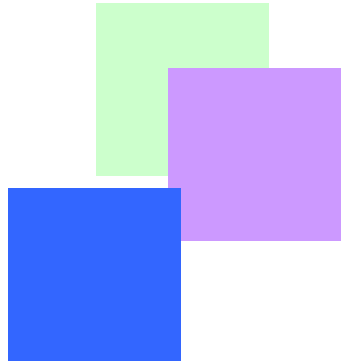
健康福祉全般で望まれる施策



地域の支え合いによる高齢者の生活支援に向けた意志



資料：平成21年度県政モニターアンケート報告書をもとに作成



## 4. 国（法制度・事業）と県取組

---

# 高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)の改正 (概要)

平成21年5月20日公布、同8月19日一部施行

## 基本方針

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、次の事項を定める基本方針を定めなければならない。
  - ①高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項
  - ②高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給促進に関する基本的な事項
  - ③高齢者居宅生活支援体制の確保に関する基本的な事項 等



## 高齢者居住安定確保計画

- 都道府県は、基本方針に基づき、次に掲げる事項を定める計画を定めることができる。
  - ①高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
  - ②高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
  - ③高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項 等

## 賃貸住宅施策

<平成22年5月19日施行>

### 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧 (高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅の情報提供)

- 登録住宅の設備基準
  - ①一定規模以上の床面積
  - ②一定の構造及び設備等
- 賃貸の条件
  - ①前払家賃等に係る債務の保証
  - ②提供されるサービスに関する契約書面の明示
- 都道府県知事の報告徴収、基準適合指示等

### 高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)の供給促進 (良好な居住環境を備えた高齢者向け賃貸住宅の供給促進)

- 認定基準 ①一定規模以上の床面積、②一定の加齢対応構造、③基本方針及び高齢者居住安定確保計画への適合 等
- 整備に要する費用、家賃の減額に要する費用の補助
- 高齢者居住安定確保計画に位置づけた場合
  - ・公的賃貸住宅内の高齢者生活支援施設への補助が可能に
  - ・地方住宅公社が委託により高優賃及び合築した高齢者居宅生活支援施設の整備等を実施可能に
- 高齢者生活支援施設と一体となった高優賃の供給の促進
  - ・高齢者居宅生活支援施設と合築した高優賃を認知症グループホームとして賃貸可能
  - ・高優賃と一体的に整備される高齢者生活支援施設への補助制度の創設
  - ・税制優遇措置の拡充
- 都道府県知事の報告徴収、基準適合指示等

### 終身建物賃貸借 (借家人が死亡した時に終了する借家契約)

- 認可基準
  - ①一定規模以上の床面積
  - ②一定の加齢対応構造
  - ③基本方針及び高齢者居住安定確保計画への適合等
- 都道府県知事の報告徴収、基準適合指示 等

## 施持ち策

### 住宅の加齢対応改良に対する支援措

- リバースモーゲージによる住宅改良資金の貸し付けに係る債務保証
- 高齢者居住安定確保計画に位置づけられた場合において地方住宅供給公社が委託により住宅の加齢対応改良を実施可能



# 高齢者等居住安定化推進事業

◇高齢者、障害者及び子育て世帯が安心して生活することができる住まい・住環境の整備により、その居住の安定確保の推進と地域活性化等を図る事業を国が公募し、事業費用の一部を補助する。

## 公募の内容

### A 一般部門

評価委員会による個別審査・評価

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

(例)

- ・先導性の高い高齢者の住まいの新築・改築
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者への安心・見守りサービスの提供
- ・高齢者の住まいに関する情報提供・相談業務
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

### B 特定部門

評価委員会による包括評価

#### B-1 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

#### B-2 ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

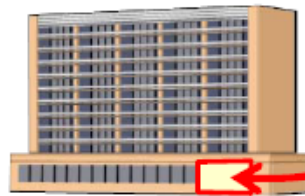
ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

#### B-3 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

## 特定部門の内容

### ①生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門



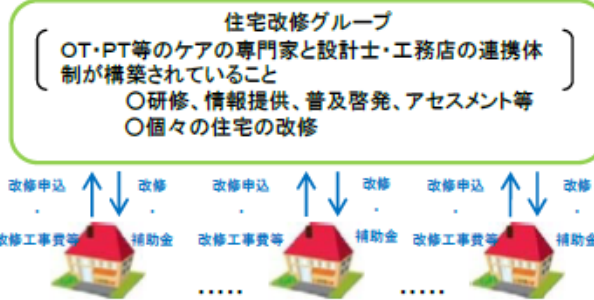
#### <主な要件>

- 住宅の要件
  - ・面積原則25㎡以上
  - ・原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
  - ・バリアフリー化
- サービスの要件
  - ・緊急通報及び安否確認サービスの提供
  - ・社会福祉法人・医療法人の職員、ケア関係の有資格者等による対応

#### <補助対象>

- 高齢者専用賃貸住宅の新築・改修費
- 高齢者の生活相談スペースやデイサービスセンター等の新築・改修費

### ②ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門



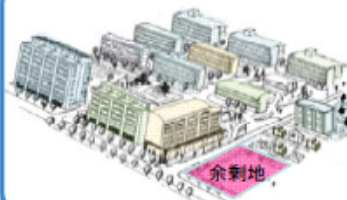
#### <主な要件>

- ケアの専門家と設計者・工務店により連携体制が構築されること
- 連携体制のイメージ例
  - ・医療法人等と地域の工務店により構成されるグループ
  - ・地方公共団体の関与のもとに設置された協議会等でケアの専門家や設計者、工務店等で構成されるもの

#### <補助対象>

- 研修、情報提供、普及啓発、アセスメント等にかかる費用
- 要介護者等の個々の住宅の改修

### ③公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門



#### <主な要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者・障害者・子育て支援施設を整備すること
- 地域住民・団地居住者に対して生活相談等のサービスを提供すること
- 公的賃貸住宅団地の管理者が推薦する者または公募により選定した者等

#### <補助対象>

- 高齢者・障害者・子育て支援施設の新築・改修費
- 高齢者専用賃貸住宅・グループホーム等の新築・改修費